

○富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例

昭和48年4月5日条例第17号

改正

昭和48年10月5日条例第35号  
昭和48年12月25日条例第40号  
昭和51年8月30日条例第23号  
昭和53年12月15日条例第27号  
昭和54年6月30日条例第15号  
昭和59年12月20日条例第22号  
平成6年12月20日条例第24号  
平成12年12月18日条例第55号  
平成13年6月26日条例第18号  
平成14年9月25日条例第35号  
平成16年6月25日条例第21号  
平成18年9月15日条例第29号  
平成20年3月21日条例第11号  
平成20年9月24日条例第24号  
平成21年3月24日条例第9号  
平成24年3月21日条例第6号  
平成24年6月18日条例第13号  
平成28年2月1日条例第5号  
平成28年6月24日条例第34号

富良野市乳幼児等医療費の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、乳幼児等に対し医療費の一部を助成し、もって乳幼児等の健康増進及び健全な育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乳幼児等」とは、満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。
- (3) 「保険医療機関等」とは、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。
- (4) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金の相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用に満たないときその満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団

体の負担による医療に関する給付が行われたときは、その額を控除した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

(6) 「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

(7) 「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

(8) 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(9) 「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。

ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

**第3条** この条例により受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、乳幼児等で現に本市に住所を有し住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民票に登録されている者であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者となつている者とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児等

(3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）に監護されている満6歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の3月31日までの乳幼児等

(助成の範囲)

**第4条** 市長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、市の区域内に住所を有する世帯（生活保護法による被保護世帯を除く。）に属する乳幼児等にかかる医療費から負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を助成する。ただし、満6歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り助成する。

2 市長は、第2条第7号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(助成の方法)

**第5条** 医療費の助成は、保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 市長は前項の規定にかかわらず、受給資格者の保護者に支払うことにより行うことができる。

(受給資格者の認定)

**第6条** 保護者は、市長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づきこの条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(届出)

**第7条** 受給資格者が、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があつたときは、保護者はその旨をすみやかに市長に届出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

**第8条** 医療費の助成を受ける権利は譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(権利の消滅)

**第9条** 医療費の助成を受ける権利は、受給資格者が医療機関において療養をうけた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは消滅する。

(助成金の返還)

**第10条** 市長は、偽り、その他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から助成した額の全部、又は一部を返還させ、以後の医療費の助成を行わないことができる。

(委任規定)

**第11条** この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

**附 則**

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和48年10月5日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

**附 則** (昭和48年12月25日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

**附 則** (昭和51年8月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年8月1日から適用する。

**附 則** (昭和53年12月15日条例第27号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

**附 則** (昭和54年6月30日条例第15号)

この条例は、昭和54年8月1日から施行する。

**附 則** (昭和59年12月20日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成6年12月20日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

**附 則** (平成12年12月18日条例第55号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則** (平成13年6月26日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例(以下「改正条例」という。)第3条第3号の規定による受給資格者は平成13年4月1日以降に生まれた者とし、平成13年3月31日以前にこの条例による改正前の富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例第3条の規定により受給資格を有していた者にかかる助成については、この条例による改正条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成14年9月25日条例第35号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則** (平成16年6月25日条例第21号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則** (平成18年9月15日条例第29号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月21日条例第11号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年9月24日条例第24号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月24日条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月21日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年6月18日条例第13号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成28年2月1日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に療養を受けた者に係る助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年6月24日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の施行日前に療養を受けた者に係る助成については、なお従前の例による。